

令和3年8月 農業委員会総会

令和3年8月6日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿貫清	5番	木我恭子
2番	石渡潤一	6番	宮田早苗
3番	石橋義弘	7番	飯田隆男
4番	相京文夫	8番	京増孝一

<農地利用最適化推進委員>

なし

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事（書記）・石橋主事

4. 議題 第1号議案 農地法第4条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告

- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について（1件）
- （2）酒々井町「人・農地プラン」検討会委員の推薦について

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年8月6日（金）

岩井事務局長 ただいまから令和3年8月の農業委員会総会を開会いたします。本日予定しておりました農地転用許可申請に係る現地確認ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、千葉県において緊急事態宣言が発出されたことから、相京会長と相談し、中止させていただくことといたしましたので、よろしくお願いたします。なお、現地の状況につきましては、事前に現地を確認した際のカラーコピーの写真を用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いたします。

相京会長 本日はご苦労様です。相変わらず暑い日が続いておりますので、委員の皆様におかれましても体調に気を付けていただければと思います。新型コロナウイルス感染者が増え緊急事態宣言が発出され、今後が見通せない状況となっております。本日は現地確認を行う予定でしたが中止とさせていただき、今後については状況を見ながら判断していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

岩井事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思っておりますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願いたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番 飯田隆男委員、8番 京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の鶴澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案1件ですので、よろしくお願いたします。

相京議長 次に、第1号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

岩井事務局長 第1号議案 農地法第4条許可申請について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。申請人は、酒々井在住者です。申請地は、酒々井の農地1筆で、地目は田、申請面積は1,064㎡の内912.22㎡です。申請理由は、長屋住宅です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地にも該当せず、〇〇〇〇〇駅の南側から約0.4kmに位置し、第2種農地(a)の条件を満たすことから第2種農地(a)と判断しました。位置については、2ページの位置図と3ページの公図を参考にいただければと思います。事業計画については、5、6ページをご覧ください。資力及び信用については、融資見込証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和3年10月29日着工、令和4年4月29日完了の予定です。計画内容は、長屋住宅建設です。造成計画については、再生砕石を約25cm程入れるとのことで、残土等による盛土は行わないとのことです。土地選定理由は、〇〇〇〇〇駅の南側約0.4kmの住宅地に近接した農地で立地・規模等が適しており、申請者が所有する土地の中で住宅用地として最適であることからこの土地を選定しました。また、土地の有効活用を考え長屋住宅用地の用途とすることとしました。用水は町道に埋設されている水道管より敷地内に取り出し、受水槽を経て各戸に給水します。汚水・雑排水は町道に埋設されている污水管より敷地内に公共污水枡を取り出し、生放流とします。雨水は貯留槽により敷地内で貯留し、オリフィス管により放流量を抑制し、オーバーフローは道路排水管に接続し放流します。防災計画については、工事中及び施工後の車両の出入りに十分注意し、歩行者、農耕者、一般車両の安全を図ります。申請地に隣接した場所には申請者所有の土地以外に農地がありますが、土地所有者と連絡が取れない状態であるため、そちらに接する部分はセットバックし、境界から離れた部分まで転用します。このため、今回転用する部分に接する農地はありません。また、周辺農地への被害防除対策として土砂等の流出を防止するため隣接地との境界にブロックを設置します。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、石渡委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 今回の申請を受けて申請者に会いに行きましたがなかなか会えませんでした。現地を確認したところ、登記地目は田とのことでしたが、現況は畑に近い状態となっていました。今回の申請地の周辺には家が多く建っており、住宅用地に転用するのは妥当であると思います。

岩 井 事 務 局 長 一点補足説明させていただきます。石渡委員の方から登記地目は田でも現況が畑のような状態となっているとの話がありましたが、この場所は既に埋め立てられて田より一段高くなっています。今回の申請地は印旛沼土地改良区の受益地となっていますが、印旛沼土地改良区から意見書を頂いており、特に問題ないとの回答を得ております。

相 京 議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、この後申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問をお願いします。農地法第4条許可申請について、申請代理人を入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 代理人の〇〇〇〇の〇〇です。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法4条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 この場所に長屋住宅を建設したいと考え、農地法4条の転用申請をしました。事業計画としては、延べ面積504.47㎡、建築面積275.10㎡の木造二階建て長屋住宅の建設を考えています。今回の申請地は登記地目上は田となっていますが、現況は畑というか草が生えているような状態となっています。そちらに再生砕石を入れ造成を行います。場所は位置図を見ていただければわかると思いますが、申請地は〇〇〇〇〇駅から約500mに位置し、市街化区域に接する場所で、立地等最適であることからこの土地を選定しました。土地は筆全体で1,064㎡ですが、そのうち912.22㎡を利用して長屋住宅の建設します。設備関係については、用水は町道に水道管があるためそれを取り出しますが、本管が細いため受水槽を設け一旦そちらで受けてから各戸に給水します。汚水は公共下水道で道路に汚水管が入っているのでそこから取り出して放流します。雨水は酒々井町及び千葉県の指導に基づき敷地内で処理し、オーバーフローは道路の排水管に接続します。基本的に雨水は敷地内処理となります。防災計画については、工事中は歩行者・農耕車及び一般の車両等の安全を図り注意して工事を行います。周辺農地については、申請箇所の周囲に農地はありません。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、第1号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

岩井事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきまし

ては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告 (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明させていただきます。資料は7ページからです。相続人は上岩橋在住者です。届出地は、上岩橋及び印旛沼新田の農地9筆で、地目は田及び畑、面積は5,701.74㎡で、令和2年4月5日に相続し、所有権移転登記済みです。位置につきましては、8ページから11ページの位置図を参考にしていただければと思います。農業委員会に対して令和3年7月16日に届出があり、同日受理しましたのでご報告させていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

相 京 議 長 続いて、(2) 酒々井町「人・農地プラン」検討会委員の推薦について、事務局より報告願います。

岩井事務局長 専決処理報告 (2) 酒々井町「人・農地プラン」検討会委員の推薦について説明させていただきます。資料は12ページからです。酒々井町では現在、根古谷地区・柏木地区において人・農地プランの実質化を進めており、各地区で作成した人・農地プランの妥当性を審査・検討する検討会の開催が今後予定されております。検討会開催に向け、経済環境課より、酒々井町「人・農地プラン」検討会設置要綱第3条の規定に基づき農業委員から検討会委員1名の選出を求められ、相京会長と相談した結果、相京会長より委員となることに了承いただいたため、13ページのとおり推薦させていただきました。なお、酒々井町「人・農地プラン」検討会設置要綱及び委員構成は14, 1

5 ページのとおりとなっておりますのでご確認ください。以上で報告を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

相 京 議 長 次に、その他の(1)親睦会会計報告について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩 井 事 務 局 長 7日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、7日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

岩 井 事 務 局 長 それでは、これで8月の総会を閉会いたします。